

- ②中央に子ども虐待・ネグレクトのためのホットラインが置かれており、システムとして介入する方法論が確立されていること。
- ③家族分離については、家庭裁判所の判断を必ず仰ぐシステムになっていること。
- ④家族支援のためのコミュニティを基盤としたサービスが整備されており、家庭裁判所からの命令により、親がそれらのサービスを受ける義務が生じること。
- ⑤親の養育態度が改善されないとき、養子縁組の手続きを取ること。
- ⑥養子縁組後の家族や社会的なケアに置かれている子どもに、適切なかかわりが生じたときに介入する専門機関が市の組織の中に置かれていること。
- ⑦警察や弁護士・検察官などが柔軟に対応し、異業種間チームも構成していること。
- ⑧病院や弁護士・検察官事務所などを拠点とした特別なセンターの取り組みが行われていること。
- ⑨里親措置の場合、多くのケースは民間機関がケアのマネジメントを行い、公的ワーカーの業務は、それらのモニターにあること。(ただし、一部のケースは直接に公的機関が管理している。)
- ⑩養子縁組の場合でも、特別なニーズを必要とする子どもには、公的予算で養育費支給が行われていること。
- ⑪里親から自立する子どもたちのために、サービスを提供する機関が市の組織の中に置かれていること。

これらの特徴を持つニューヨーク市のシステムであるが、今回の調査を終えて非常に驚いたことは、ニューヨーク市における子ども虐待・ネグレクト発生率の高さであった。多民族・多文化の社会の中で、貧困にあえぐ人たちの姿も垣間見たが、子どもへの虐待やネグレクトの深刻さを再度改めて認識した。

E. 結論

わが国でも、子ども虐待の通告件数が急速に増えてきており、児童相談所職員に求められる専門的判断の高度化が求められつつある。

子ども虐待に関わる職員には、厳格な倫理意識と高度な判断能力が求められるという事実を受け止め、研修プログラムの充実と、職員に研修を積極的に受講させることができるような職員配置が求められている時期にあって、ニューヨーク市における先駆的な取り組みは今後のわが国で児童福祉職員の専門職モデルを形成するにあたって、職員配置及び担当ケース数の妥当性、スーパービジョン体制の充実、研修プログラムの充実といったところで多くの示唆が得られたと考える。